平成２１年（フ）第８７４号
愛知県豊田市前山町３丁目11番地１　Ｔステージ前山スール404号
債務者　邉見千穂子
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第８８９号
愛知県安城市里町北山畑28番地３
債務者　岩間　宏治
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３号
愛知県額田郡幸田町大字菱池字奉行49番地３
債務者　杉浦　　敦
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第４２５号
岡山県倉敷市中島1717番地３
債務者　亀山　節子
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第４５２号
岡山県倉敷市玉島乙島1795番地２
債務者　今兼　　泉（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第２１９号
鹿児島県鹿屋市新川町6096番地　サンライトハイツ107号
債務者　外園　優造
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第２２０号
鹿児島県鹿屋市新川町6096番地　サンライトハイツ107号
債務者　外園志保子（旧姓酒匂）
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第４１０６号
札幌市豊平区中の島１条10丁目１番１―505号
債務者　藤原　道信
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１３６号
北海道江別市一番町27番地の６　ファーストタウン江別102号
債務者　大嶋　　節
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１３７号
北海道江別市一番町27番地の６　ファーストタウン江別102号
債務者　大嶋　律子
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１７６号
札幌市南区藤野３条２丁目２番12号　ベルエア３・２―207号
債務者　藤田　丈広
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１９８号
札幌市中央区南８条西８丁目520番地１　ハピネス８．８―102号
債務者　細野　隆克
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２００号
札幌市清田区平岡２条４丁目３番22―201号
債務者　野田　理未（旧姓山内）
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２２８号
札幌市西区発寒４条４丁目７番25号
債務者　坂本　武男
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第６１７号
群馬県伊勢崎市戸谷塚町132番地１
債務者　富岡　　勉
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで　前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６５１号
群馬県伊勢崎市上泉町105番地１
債務者　村田　尚江（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで　前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６９０号
群馬県前橋市西片貝町５丁目５番地３　第３東コーポ303号
債務者　齋藤　　正
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで　前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第７１３号
群馬県伊勢崎市三和町1945番地１
債務者　齋藤　晴光
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで　前橋地方裁判所